

## 企業年金にかかる要望事項について

平成18年11月6日  
社団法人 生命保険協会  
企業保険第一部会

## 企業年金における生命保険会社の位置付け

○生命保険会社は企業年金の受託機関として重要な役割を担っておりますが、とりわけ適格退職年金マーケットにおいては大きな位置付けを占めています。

○適格退職年金から他の制度への移行等につきましては、平成 24 年 3 月の廃止に向けて着実に進んでいるものの、いまだ 4 万件以上が適格退職年金のまま存続している状況にあり、今後も確定拠出年金や確定給付企業年金への移行が相当数見込まれるものと考えられます。

### <企業年金の受託件数>

出所：厚生労働省ホームページ、信託協会・生命保険協会・全国共済農業協同組合連合会『企業年金の受託状況』

制 度	平成 14 年 3 月末時点	平成 18 年 3 月末時点
①厚生年金基金	<p>464 件, 27%</p> <p>合計 1,737 件</p>	<p>生命保険会社 175 件, 25%</p> <p>合計 687 件</p>
②適格退職年金	<p>64,249 件, 87%</p> <p>合計 73,913 件</p>	<p>生命保険会社 37,725 件, 84%</p> <p>合計 45,090 件</p>
③確定給付企業年金	<p>制度未発足</p>	<p>生命保険会社 563 件, 39%</p> <p>合計 1,432 件</p>
④確定拠出年金（企業型）	<p>7 件, 10%</p> <p>合計 70 件</p>	<p>生命保険会社 431 件, 23%</p> <p>合計 1,866 件</p>

(注) 受託件数は、共同受託の場合は重複計上を避けるため幹事契約の契約件数を記載している。また、確定拠出年金（企業型）は運営管理業務受託契約の件数を記載。

## 企業年金にかかる要望項目（一覧）

---

確定拠出年金法、確定給付企業年金法のいわゆる企業年金二法が、それぞれ平成18年10月、平成19年4月に、施行から5年を経過し、新しい企業年金のフレームワークが一定定着をみている現在、生命保険協会といたしましては、主として下記の4点を要望させていただきます。

- ①確定給付企業年金における規約の承認・認可申請手続きの簡素化  
および 確定拠出年金の規約変更手続きの簡素化
- ②確定拠出年金制度における支給要件の緩和
- ③公的年金制度を補完する企業年金制度（確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度、適格退職年金制度）および確定拠出年金制度等の積立金に係る特別法人税を撤廃すること
- ④確定拠出年金保険契約の預け替えや資産移転による保険料について、法人事業税の課税対象から除外すること

## ①確定給付企業年金における規約の承認・認可申請手続きの簡素化 および 確定拠出年金の規約変更手続きの簡素化

### <確定給付企業年金における規約の承認・認可申請手続きの簡素化>

○確定給付企業年金における規約の承認・認可申請手続きにおいて、届出で足りる（もしくは届出不要の）規約変更内容の範囲を拡大するとともに、申請書類の簡素化を図っていただきたい。さらに、一定要件を充たす場合は、規約の制定にあたって届出制を導入していただきたい。

#### <要望理由>

・確定給付企業年金規約の承認・認可は、事前の承認・認可手続きが必要とされており、過度の規制となっていると考えられる。現在の 40,000 件以上の適格退職年金が確定給付企業年金へ移行するにあたっては、厚生労働省のスムーズな許認可事務運営のためにも、手続きの簡素化が不可欠であると考えられる。さらに、確定給付企業年金の実施件数の増加に伴い、その規約変更の件数が増加することは確実であり、さらなる承認・認可手続きの簡素化を図らなければ厚生労働省の承認・認可手続きが遅延することも想定される。

### <確定拠出年金の規約変更手続きの簡素化>

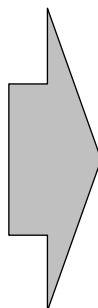
○確定拠出年金における規約変更手続きにおいて、関係法令の改正により義務付けられる規約の変更のうち軽微な変更と考えられるものについては、届出による変更を認めていただきたい。

#### <要望理由>

・確定拠出年金の規約変更手続きは、平成 18 年 3 月に事業主等の増加・減少を伴わない事業主の名称・住所の変更等について労働組合等の同意を不要とする取扱いが認められ、簡素化が一定程度図られたが、現在届出による規約変更が認められている軽微な変更以外の変更について、全て厚生労働省の承認を要するとすることは、事業主等にとって大きな負荷であり、更なる手続の簡素化を図る必要がある。

<両制度の規約申請件数の推計>

現在まで		
(1) 直近の実施件数		
確定給付企業年金	1,670 件 (H18.9.1)	
確定拠出年金 (企業型)	1,993 件 (H18.8.31)	
適格退職年金	45,090 件 (H18.3.31)	
出所：厚生労働省資料		
(2) 現在までの規約申請件数 (年平均)		
	新設	変更 (推計) (注1)
確定給付企業年金	371 件	372 件
確定拠出年金 (企業型)	405 件	500 件
合計	776 件	872 件

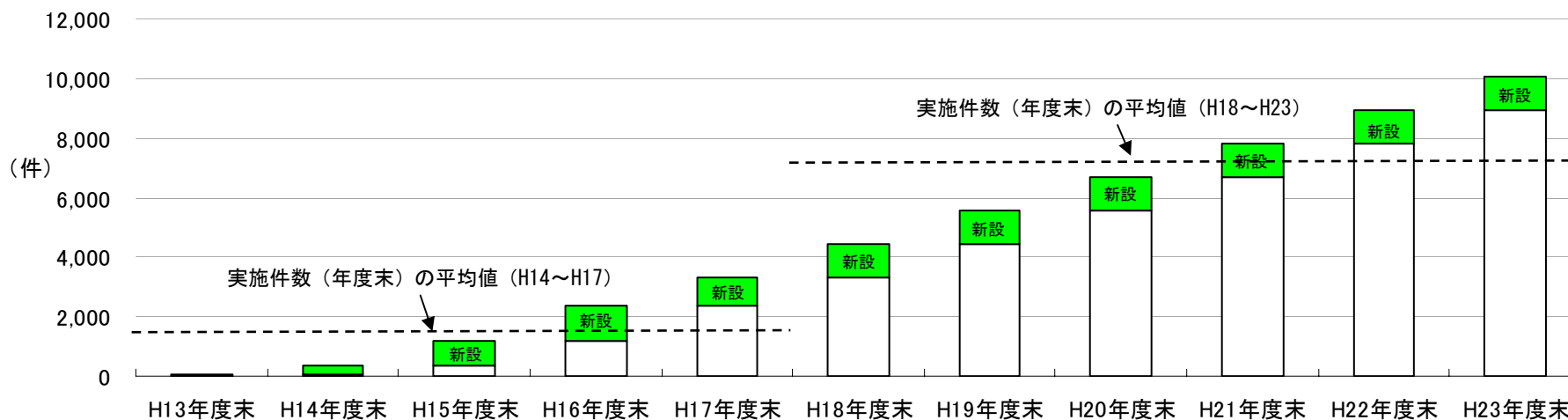


平成 24 年 3 月末 (適格退職年金廃止) までの 6 年間		
(1) 適格退職年金からの移行件数 (推計) (注2)		
確定給付企業年金	2,437 件	
確定拠出年金 (企業型)	4,302 件	
(2) 規約申請件数 (年平均、推計)		
	新設	変更 (注1)
確定給付企業年金	406 件	1,540 件
確定拠出年金 (企業型)	717 件	2,406 件
合計	1,123 件	3,946 件

(注 1) 日本生命幹事契約における法施行以後現在までの「実施件数 (年度末) の平均値」に対する「制度変更に伴う年間申請件数の平均値」の割合 (確定給付企業年金 : 0.54、確定拠出年金 : 0.55) をもとに推計。

(注 2) 平成 18 年 3 月末の適格退職年金の実施件数と日本生命幹事契約における法施行以後現在までの適格退職年金から両制度への人数規模別の移行割合をもとに推計。適格退職年金からの移行分のみを想定しており、純粋新設や厚生年金基金からの移行分は加味していない。

<両制度の実施件数の推移と将来推計>



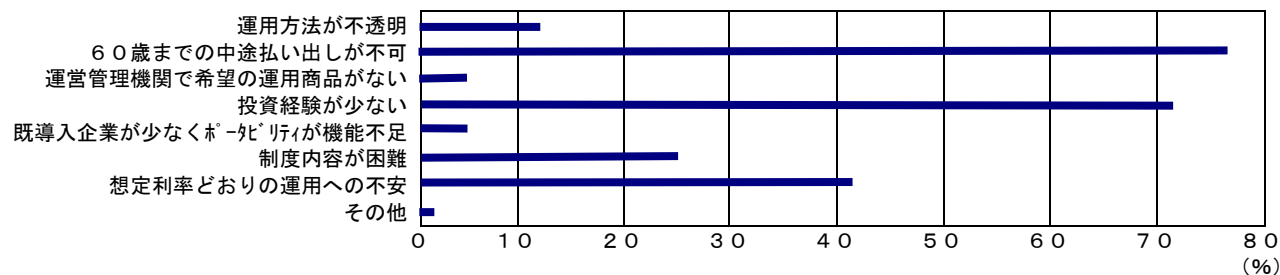
## ②確定拠出年金制度における支給要件の緩和

- 企業型における退職時の脱退一時金について、年齢到達要件および資産額の多寡にかかわらず支給可能とすべく、支給要件を緩和する。
- かかる要望が実現しない間にあっても、企業型から個人型に移行した者であって、第3号被保険者等個人型に拠出できない者について、中途脱退の要件である資産にかかる基準を現行の50万円以下から少なくとも100万円以下に引き上げていただきたい。
- また、退職時の企業型での中途脱退の要件である資産にかかる基準を現行の1.5万円以下から少なくとも100万円以下に引き上げていただきたい。

### <要望理由>

- ・昨今の雇用の流動化を背景に退職時の資金ニーズは今後より一層高まることが予想され、特に退職金規定からの全面移行ニーズの強い中小企業等への更なる制度普及を促進するためにも、支給要件の緩和は非常に有効である。
- ・企業年金制度は一般的に退職金制度からの移行となっているのが現状であり、厚生年金基金、確定給付企業年金等の企業年金制度では中途脱退に伴う給付が認められている。これらの制度との整合性の欠如から、円滑な制度間移行および制度普及の障害となっている。
- ・なお、中途脱退の要件については、平成17年10月に、資産が少額の場合は運営管理手数料等で資産が減少する状況にあることを理由として一定の緩和が図られたが、現行の基準では、なおその趣旨を実現するのに不十分であり、更なる緩和が必要である。
- ・また、企業型から個人型に移行後、掛金拠出を認められている者が掛金を拠出するかは任意であるから、個人型での掛金拠出が認められているか否かによって、中途脱退の要件である資産にかかる基準に差異を設けるのは合理的でない。

### <確定拠出年金導入企業の従業員に対する、制度導入時の問題点に関するアンケート（複数回答可）>



○厚生労働省公表の確定拠出年金導入企業一覧より人員規模等の絞込み（従業員1,000名以下）を行い、文書によるアンケートを実施したもの。（集計企業数：79社）

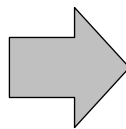
出所：中小企業庁『移行企業の担当者が語る企業年金制度移行事例集 平成18年1月』

### ③公的年金制度を補完する企業年金制度（確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度、適格退職年金制度）および確定拠出年金制度等の積立金に係る特別法人税を撤廃すること

- 確定給付企業年金、厚生年金基金および適格退職年金を中心とする企業年金ならびに確定拠出年金は、公的年金を補完する制度として、勤労者の老後生活を保障するうえで重要な役割を担っておりますが、わが国の急速な少子高齢化の進展に伴い、その重要性は従来以上に高まるものと考えられます。
- これらの年金制度においては約1.2%の税率（地方税を含む）で特別法人税が課されることになっていますが、昨今の厳しい運用環境の下では1.2%の負担は極めて大きく、企業年金制度の持続性や受給権の保全にも支障をきたすこととなります。さらに、退職給付会計の導入により企業年金の積立不足額が負債計上されることになっているため、財務諸効率の悪化を通じ企業格付にまで影響を及ぼすことになりかねません。
- また、確定拠出年金の場合、企業年金のみならず、個人型年金の積立金に対しても特別法人税が徴収されることになっており、当制度の普及・発展の大きな障壁となることが懸念されます。
- そもそも諸外国の企業年金制度においては、積立金に課税するといった例はなく、国際的整合性の観点からも大きな問題であるといえます。
- 試算によれば、仮に特別法人税が復活となった場合、25年間の積み立てで年金給付水準が20%削減されてしまうこととなります。
- よって、より豊かで安定した老後生活を確保するため、また、公的年金を補完する企業年金制度の健全な発展のために、適用凍結ではなく特別法人税の撤廃を要望いたします。
- あわせて、事業主が勤労者の財産形成のために資金を拠出する制度である財形給付金契約や財形基金契約の積立金に対しても特別法人税が課されていることから、財形給付金および財形基金契約の積立金に係る特別法人税につきましても、撤廃を要望いたします。

<特別法人税が復活となった場合の年金給付水準（試算）>

積立金に課税されない場合
年金月額 3.9万円



積立金に課税された場合
年金月額 3.13万円

○毎月1万円を25年間積み立てて、10年間年金を受け取ると仮定した場合の試算（運用利回りは2.5%）

給付水準は20%削減

#### ④確定拠出年金保険契約の預け替えや資産移転による保険料について、法人事業税の課税対象から除外すること

- 確定拠出年金制度は、個人のライフスタイルの多様化や雇用の流動化など社会環境の変化に柔軟に対応しつつ、老後所得の確保を図る年金制度です。
- 確定拠出年金制度の大きな特徴は、各加入者が自己責任で資産の運用先を指図できることと、転職等の場合に転職先の制度に資産を移転できることとあります。そのため、生命保険会社においては、確定拠出年金制度の発足により、預け替えや資産移転に伴う資金の流れが発生することになりました。
- 一方、生命保険会社に対する法人事業税は収入保険料を課税標準としておりますが、確定拠出年金制度の預け替えや資産移転により資産を受け入れる保険会社ではこれが収入保険料として計上されるため、法人事業税の対象となっております。
- 確定拠出年金制度は資産移転を前提とした制度であるにもかかわらず、資産移転の都度同一の資産に対し繰り返し課税されることは、まさに、二重課税であり、また生命保険会社の負担増となるものであります。今後、確定拠出年金制度の普及をさらに推進していくため、確定拠出年金保険契約の預け替えや資産移転による収入保険料を課税標準から除外する措置を要望いたします。



## 企業年金にかかるその他の要望項目 (1)

### 確定給付企業年金制度における老齢給付金の支給要件等の緩和

- 65歳超で定年年齢が設定されている場合、65歳超の規約で定める年齢に到達した時点で年金の受給開始を可能としていただきたい。
- 60歳から65歳までの到達日以外の、例えば退職日などの規約に定める到達日から年金の支給開始を可能としていただきたい。
- 50歳未満で退職した者についても、50歳以上60歳未満の規約に定める年齢に到達した時点で年金の受給開始を可能としていただきたい。
- 老齢給付金の支給年齢要件以外の要件を満たす者に支給する脱退一時金の額について、老齢給付金の受給権者になったときに支給する給付の現価相当額と支給開始時点で比較する取扱いを認めていただきたい。

### 中小企業退職金共済制度からの確定給付企業年金への移行の弾力適用

- 中小企業者が確定給付企業年金制度を実施する場合にも、中小企業退職金共済制度の解約手当金を被共済者に返還せず、確定給付企業年金の掛金に充当することを認めていただきたい。

### 適格退職年金廃止にともなう他制度への移行に関する規制緩和

- すでに中退共を実施している団体の適格退職年金についても、中退共へ移行を容認いただきたい。

## 企業年金にかかるその他の要望項目 (2)

### 確定拠出年金制度の加入者資格喪失年齢の引上げ

○確定拠出年金の加入者資格喪失年齢について、労使合意に基づく柔軟な設定を認め、現行の資格喪失年齢（60 歳）からの引上げが可能となるようにしていただきたい。

### 確定拠出年金制度の企業型における掛金の納付期限の弾力化

○毎月の掛金を翌月末日までに納付することとされている確定拠出年金制度の企業型における掛金の納付期限について、システムトラブルや制度運営者の万一の事務疎漏等により納付期限までに納付できなかった場合に、次回の納付時に2～3ヶ月分の納付を認める等の納付期限の弾力化を図っていただきたい。

### 確定拠出年金制度の企業型における掛金の払込方法の弾力化

○確定拠出年金制度における掛金については、月間の拠出限度額の範囲内で、毎月、掛金を払込むこととされていますが、収納事務の効率化による運営コスト削減の観点から、企業型における掛金に関し、確定給付企業年金と同様、年1回以上定期的に払込むことが可能となるよう払込方法の弾力化を図っていただきたい。